

# 九州大学箱崎キャンパス跡地等の 基盤整備事業に係る計画段階環境配慮書

## 要約書

平成28年11月

独立行政法人都市再生機構  
福岡市

## < 目 次 >

第1章 対象事業の名称、事業予定者の氏名及び主たる事務所の所在地等 .....	1
1.1 対象事業の名称 .....	1
1.2 対象事業の種類 .....	1
1.3 事業予定者の名称及び主たる事務所の所在地 .....	1
第2章 対象事業の目的及び内容 .....	2
2.1 対象事業の背景、経緯 .....	2
2.2 対象事業の目的 .....	2
2.3 対象事業の内容 .....	3
2.4 複数案の設定 .....	5
第3章 対象事業実施想定区域及びその周囲の概況 .....	6
3.1 自然的状況 .....	6
3.2 社会的状況 .....	10
第4章 計画段階配慮事項の選定 .....	13
4.1 環境に及ぼす影響の検討 .....	13
4.2 計画段階配慮事項の選定 .....	14
4.3 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法 .....	16
第5章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果 .....	19
5.1 大気質 .....	19
5.2 騒音 .....	21
5.3 振動 .....	23
5.4 動物 .....	25
第6章 計画段階配慮の総合評価 .....	28
第7章 専門家等による技術的助言 .....	29
第8章 その他規則で定める事項 .....	30

## 第1章 対象事業の名称、事業予定者の氏名及び主たる事務所の所在地等

### 1.1 対象事業の名称

九州大学箱崎キャンパス跡地等の基盤整備事業

### 1.2 対象事業の種類

- ①その他の土地の造成
- ②土地区画整理事業

### 1.3 事業予定者の名称及び主たる事務所の所在地

#### ①その他の土地の造成

名 称：独立行政法人都市再生機構九州支社  
代表者の氏名：支社長 内山 省吾  
住 所：福岡市中央区長浜2丁目2番4号

#### ②土地区画整理事業

名 称：福岡市  
代表者の氏名：福岡市長 高島 宗一郎  
住 所：福岡市中央区天神1丁目8番1号

※土壌汚染対策などの工事は、対象事業とは別に九州大学が実施する

## 第2章 対象事業の目的及び内容

### 2.1 対象事業の背景、経緯

九州大学は、既存施設の老朽化や狭隘化、航空機騒音等の理由により、箱崎、六本松、原町（粕屋町）地区のキャンパスを福岡市西区の元岡、桑原地区に統合移転し、世界的レベルの新たな教育拠点の創造を推進している。

これに伴い、箱崎キャンパスは、第9次福岡市基本計画（平成24年11月）及び福岡市都市計画マスタープラン（平成26年5月）において、「機能を充実・転換する地区」として、「市街地内の貴重な大規模活用可能地として、大学の移転進捗を踏まえ、新たな都市機能の導入などを検討する地区」に位置づけられ、九州大学と福岡市が連携し、跡地のまちづくりについて検討を進めてきた。

箱崎キャンパス跡地の計画的なまちづくりと円滑な跡地処分を進めるため、基本的な枠組みを示す「九州大学箱崎キャンパス跡地利用将来ビジョン」（平成25年2月）が、同検討委員会により福岡市長及び九州大学総長へ提言され、その後、将来ビジョンに基づき、「九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画」（平成27年3月）を福岡市と九州大学により策定したところである。

また、箱崎キャンパスの跡地利用に関して必要な事項を連絡、協議するため、福岡市と九州大学が設置した、学識経験者や地域の代表などで構成される「箱崎キャンパス跡地利用協議会」において、箱崎キャンパスと一体的に整備を行うことが有効と考えられる周辺地域（箱崎中学校や貝塚公園、九州大学の寮など）を、まちづくりの検討対象範囲に含めることとした。

この検討対象範囲のうち、北エリアは福岡市による土地区画整理事業、南エリアは都市再生機構による開発行為（その他の土地の造成）により、都市基盤整備を行うものである。

### 2.2 対象事業の目的

「九州大学箱崎キャンパス跡地利用計画」（平成27年3月）等に基づき、地域拠点にふさわしい都市機能の導入と、良好な市街地の形成に向けて、跡地等の一体的なまちづくりと早期の土地利用転換を進めることを目的とする。

## 2.3 対象事業の内容

### 2.3.1 事業実施想定区域及びその設定の根拠

事業実施想定区域は、箱崎キャンパス（約 43ha）と一体的に整備を行うことが有効と考えられる周辺地域を含めた約 59ha とする。

事業実施想定区域の位置を図 2-1 に示す。

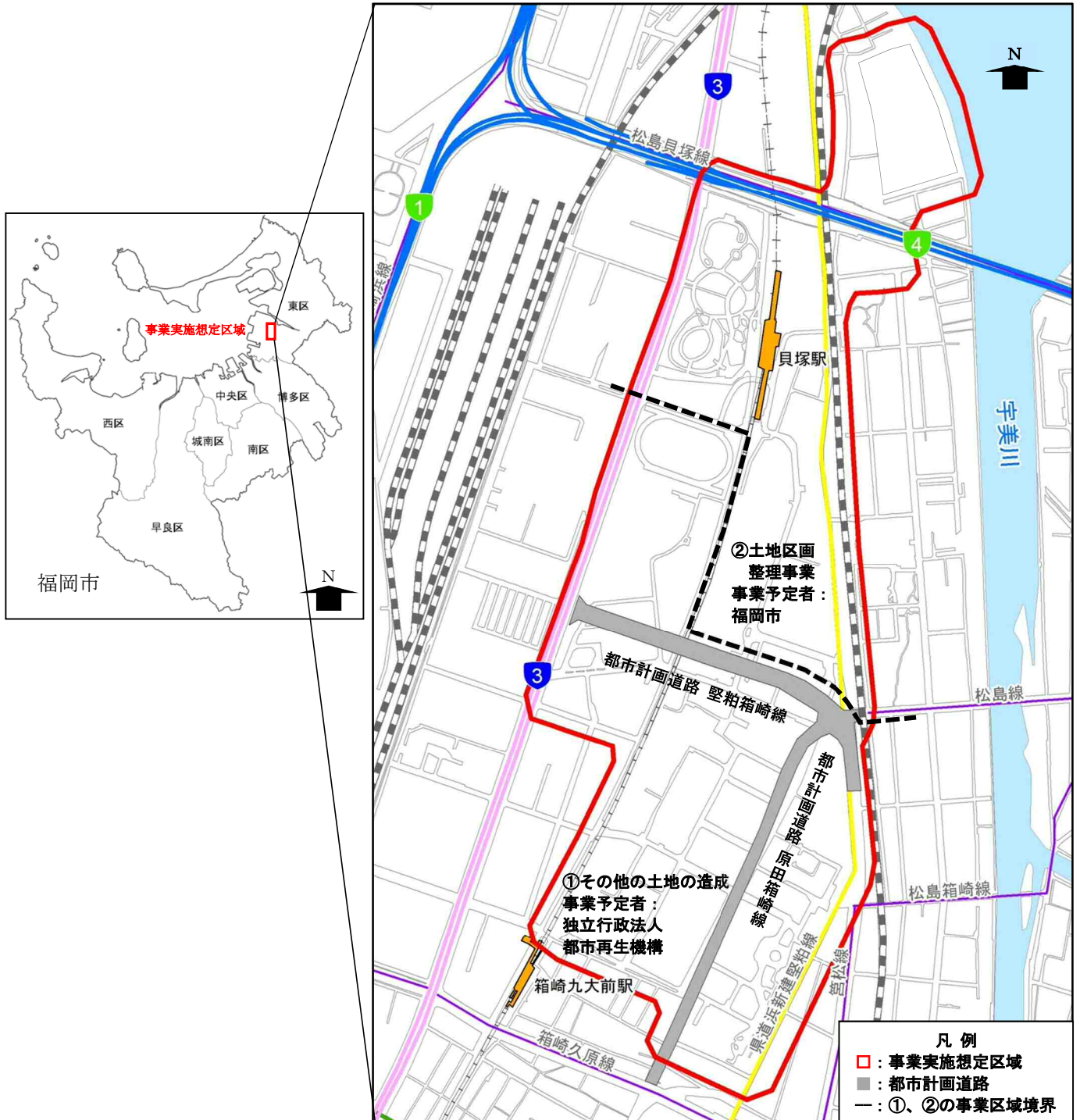


図 2-1 事業実施想定区域の位置

## 2.3.2 事業計画、事業の規模及びその他の諸元

### (1) 事業の規模その他の諸元

規模：事業実施想定区域面積 約 59ha

内訳：①その他の土地の造成 約 34ha

②土地区画整理事業 約 25ha

### (2) 事業計画

事業スケジュールを表 2-1 に示す。

造成工事及び基盤整備の工事期間は概ね平成 31 年度～36 年度を予定している。

表 2-1 事業スケジュール（予定）

事業年次	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	
①その他の土地の造成	◆ 開発許可	→						
②土地区画整理事業	◆ 都市計画決定	◆ 事業認可	→					
九州大学が実施する調査等	◆建物解体 ◆埋蔵文化財発掘調査 ◆土壌汚染対策法に基づく調査、汚染土壌処理							

## 2.4 複数案の設定

本事業は、九州大学の統合移転事業を契機に、箱崎キャンパスの跡地利用を行うものであり、同キャンパスは、第9次福岡市基本計画及び福岡市都市計画マスタープランにおいて、「機能を充実・転換する地区」として、新しい都市機能の導入などを検討する地区に位置づけられ、土地利用転換を図ることとされていることから、事業を実施しない案については検討を行わないこととする。

また、事業実施想定区域については、同キャンパスの跡地利用と併せて、箱崎中学校の同キャンパスへの移転や、貝塚駅の駅前広場の整備、にぎわい・交流機能の導入とあわせて貝塚公園の再整理を行うこととしており、福岡市議会や跡地利用協議会等において検討内容を公表しながら進めてきた経緯を踏まえ、同キャンパス跡地に加え、箱崎中学校、九州大学寮、貝塚公園等を含む区域のみを対象とする。

事業実施想定区域における都市基盤整備計画については、まちの骨格を形成する道路として、都市計画道路堅粕箱崎線及び都市計画道路原田箱崎線の2路線を都市計画決定（平成28年9月5日）したところであり、今後、区域内の道路線形や幅員等について検討を行うこととしている。

また、土地利用計画については、跡地利用計画においてゾーンや導入機能の考え方を示しており、今後、より具体的な計画について検討を行うこととしている。

以上の状況から、計画段階配慮に当たっては複数案の設定は行わず、単一案で実施することとする。

### 第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

#### 3.1 自然的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な自然的状況を把握した結果及び自然的状況の把握に用いた文献・資料を表3-1-1～4に示す。

表3-1-1 自然的状況1

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
気象	<p>福岡管区気象台の気象の状況は、平年値（統計期間1981年～2010年）で年平均気温17.0℃、平均相対湿度は68%。年間降水量は1,612.3mm、年最多風向は南東、年平均風速は3.1m/sである。</p> <p>出典：「気象庁統計情報」（気象庁ホームページ <a href="http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php">http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php</a>）</p>
大気環境の状況	<p>一般環境大気測定局である東局（箱崎中学校校庭）で測定されている過去5年間（平成22～26年度）の経年変化は、二酸化窒素（年間日平均値の98%値）が0.031～0.039ppm、浮遊粒子状物質（年間日平均値の2%除外値）が0.040～0.069mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準の長期的評価（二酸化窒素（年間日平均値の98%値が0.06ppm以下）、浮遊粒子状物質（年間日平均値の2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下））を達成している。なお、平成22～23年度に浮遊粒子状物質の短期的評価（日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下を2日以上連続して超えないこと）を達成していない。</p> <p>自動車排出ガス測定局である千鳥橋局（西鉄観光バス（株）千代支社敷地内、国道3号と県道後野福岡線及び市道千代粕屋線の交差点）で測定されている過去5年間（同）の経年変化は、二酸化窒素（年間日平均値の98%値）が0.036～0.046ppm、浮遊粒子状物質が0.056～0.072mg/m<sup>3</sup>であり、環境基準の長期的評価（同）を達成している。なお、平成22～23年度に浮遊粒子状物質の短期的評価（同）を達成していない。なお、微小粒子状物質は吉塚局（東吉塚小学校）、千鳥橋局で測定され、平成26年度は環境基準（年間平均値15μg/m<sup>3</sup>かつ日平均値が35μg/m<sup>3</sup>以下）を達成していない。</p> <p>また、ダイオキシン類は、平成26年度に博多区吉塚（東吉塚小学校校庭）で測定され0.014pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり環境基準（0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下）を達成している。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>浮遊粒子状物質 (SPM)</p> </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>)</p> </div> <p>出典：「福岡市大気測定結果報告書 平成26年度(2014年度)版」            (福岡市ホームページ <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html</a>)            「ダイオキシン類の調査結果」            (福岡市ホームページ <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta_2_3.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/prtrdeta_2_3.html</a>)</p>
	騒音
振動	<p>平成25～26年度に2地点で道路交通振動が測定されており、平成26年度は国道3号博多区千代3丁目（昼間40dB、夜間34dB）、国道3号バイパス東区原田4丁目33（昼間43dB、夜間41dB）であり、要請限度（昼間70dB、夜間65dB）を達成している。</p> <p>出典：「平成25年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」            出典：「平成26年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果」            (福岡市ホームページ <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html</a>)</p>



表 3-1-2 自然的状況 2

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況																								
水環境の状況	<p>二級河川として多々良川、宇美川がある。また、事業実施想定区域北東側の隣接した一部で多々良川と宇美川が合流している。</p> <p>出典：「平成 26 年度福岡市地域防災計画（資料編）」（平成 26 年 6 月、福岡市防災会議）</p>																								
	<p>平成 26 年度に 3 箇所水質測定を行っており、BOD（75%値）は、多々良川（名島橋：C 類型）、須恵川（休也橋：C 類型）、宇美川（塔の本橋：C 類型）の過去 5 年間（平成 22～26 年度）の BOD（75%値）は、環境基準（5mg/L 以下）を達成している。平成 26 年度的生活環境項目、健康項目は各地点ともに環境基準を達成している。</p> <p>また、ダイオキシン類は、平成 26 年度に多々良川（名島橋）、宇美川（塔の本橋）で測定されており環境基準（1pg-TEQ/L 以下）を達成している。</p> <div data-bbox="403 562 946 824"> <table border="1"> <caption>BOD 75%値 (mg/L)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>名島橋</th> <th>休也橋</th> <th>塔の本橋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22</td> <td>~1.5</td> <td>~1.5</td> <td>~1.5</td> </tr> <tr> <td>平成 23</td> <td>~2.5</td> <td>~2.5</td> <td>~2.5</td> </tr> <tr> <td>平成 24</td> <td>~1.5</td> <td>~1.5</td> <td>~1.5</td> </tr> <tr> <td>平成 25</td> <td>~1.5</td> <td>~1.5</td> <td>~1.5</td> </tr> <tr> <td>平成 26</td> <td>~1.5</td> <td>~1.5</td> <td>~1.5</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 26 年度（2014 年度）版」                  (福岡市ホームページ <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html</a>)                  「ダイオキシン類の調査結果」                  (福岡市ホームページ <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyochozen/prtrdeta_2_3.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyochozen/prtrdeta_2_3.html</a>)</p>	年度	名島橋	休也橋	塔の本橋	平成 22	~1.5	~1.5	~1.5	平成 23	~2.5	~2.5	~2.5	平成 24	~1.5	~1.5	~1.5	平成 25	~1.5	~1.5	~1.5	平成 26	~1.5	~1.5	~1.5
	年度	名島橋	休也橋	塔の本橋																					
	平成 22	~1.5	~1.5	~1.5																					
平成 23	~2.5	~2.5	~2.5																						
平成 24	~1.5	~1.5	~1.5																						
平成 25	~1.5	~1.5	~1.5																						
平成 26	~1.5	~1.5	~1.5																						
<p>平成 26 年度に東区松島で概況調査、東区原田で継続監視調査を行っており、全ての項目で環境基準を達成している。</p> <p>ダイオキシン類は、平成 26 年度に東区で測定されていない。</p> <p>出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 26 年度（2014 年度）版」                  (福岡市ホームページ <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html</a>)                  「ダイオキシン類の調査結果」                  (福岡市ホームページ <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyochozen/prtrdeta_2_3.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyochozen/prtrdeta_2_3.html</a>)</p>																									
<p>平成 26 年度に多々良川（名島橋）、須恵川（休也橋）、宇美川（塔の本橋）で測定されており、総水銀及び PCB は底質の暫定除去基準（総水銀 25ppm、PCB10ppm）を達成している。</p> <p>ダイオキシン類は、平成 26 年度に多々良川（名島橋）、宇美川（塔の本橋）で測定されており環境基準（150pg-TEQ/g 以下）を達成している。</p> <p>出典：「福岡市水質測定結果報告書 平成 26 年度（2014 年度）版」                  (福岡市ホームページ <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/hp/sokutei/index.html</a>)                  「ダイオキシン類の調査結果」                  (福岡市ホームページ <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyochozen/prtrdeta_2_3.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyochozen/prtrdeta_2_3.html</a>)</p>																									
土壌及び地盤の状況	<p>事業実施想定区域及びその周囲は、市街地その他がほとんどであり、乾性褐色森林土が一部分布している他は、灰色低地土壌が点在している。</p> <p>ダイオキシン類は、平成 26 年度に東区松田で測定されており環境基準（1,000pg-TEQ/g 以下）を達成している。</p> <p>九州大学が旧工学部 2 号館跡地において、土壌汚染調査を実施したところ、土壌汚染対策法に係る指定基準を超える重金属類が検出されたため、同法 14 条に基づく指定を行うよう申請（平成 28 年 6 月 27 日）。これを受け、同法に基づく区域指定及び、要措置区域において講ずべき措置について告示がなされており（平成 28 年 8 月 15 日）、措置指示に基づき、九州大学が土壌汚染対策を行うこととしている。</p> <p>出典：「土地分類基本調査図（土壌図）」（昭和 59 年 3 月 国土庁土地局国土調査課）                  「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定状況」（平成 28 年 10 月 福岡市環境局）                  「九州大学箱崎キャンパスにおける土壌汚染調査の結果について」（平成 28 年 6 月 27 日 九州大学）、                  「平成 26 年度版 ふくおか環境（環境に関する年次報告書）」                  (福岡市ホームページ <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-seisaku/fukuokanokankyo/fukuokanokankyo_H26_2.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-seisaku/fukuokanokankyo/fukuokanokankyo_H26_2.html</a>)</p>																								
	<p>事業実施想定区域及びその周囲で地盤沈下は発生していない。また、「工業用水法」及び「建築物用地下水採取の規制に関する法律」による地下水採取を規制する地域には指定されていない。</p> <p>出典：「平成 25 年度 全国の地盤沈下地域の概況」（環境省ホームページ <a href="http://www.env.go.jp/water/jiban/chinka.html">http://www.env.go.jp/water/jiban/chinka.html</a>)</p>																								

表 3-1-3 自然的状況 3

項目		事業実施想定区域及びその周囲の概況
地形及び地質の状況	地形	<p>事業実施想定区域及びその周囲は、福岡県の北西部に位置し、博多湾へ流下する多々良川、御笠川、那珂川などにより形成される福岡平野にあり、ほぼ平坦な海岸砂丘、砂浜と平野（三角州）、埋立地である。</p> <p>出典：「土地分類基本調査図（地形分類図）」（昭和 59 年 3 月 国土庁土地局国土調査課）</p>
	地質	<p>事業実施想定区域及びその周囲は、大部分が海浜砂層の砂であり、東側に沖積層の砂・泥・礫が分布する。名島周辺はシルト岩を伴う、砂岩、礫岩が見られる。</p> <p>出典：「土地分類基本調査図（表層地質図）」（昭和 59 年 3 月 国土庁土地局国土調査課）</p>
	重要な地形・地質	<p>事業実施想定区域の周囲に名島の檣石（ほぼしらいし）、古第三期岩石海岸が確認されている。</p> <p>名島の檣石は、多々良川の河口、名島神社境内の海岸にある古第三紀漸新世前期（約 3,500 万年前）に形成された化石（珪花木）であり、昭和 9 年に天然記念物（国）に指定されている。</p> <p>古第三紀岩石海岸は、新生代古第三紀に形成された砂岩・礫岩を主とする露出した岩石からなる海岸地形で、福岡市環境配慮指針に学術的価値の高い地質として掲載されている。</p> <p>出典：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）</p>
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	動物	<p>事業実施想定区域及びその周囲における重要な種の生息状況は、「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）によると、以下のとおりである。</p> <p>鳥類はクロツラヘラサギ、カンムリカイツブリ、コアジサシ、ズグロカモメ、ダイシャクシギ、ハチクマ、ハヤブサ、ミサゴ、オオヨシキリ、キビタキ、コムドリ、ホシムドリ等の 31 種である。</p> <p>昆虫類はミカドアゲハ、アオヤンマ、ベニイトトンボの 3 種である。</p> <p>底生動物はヒロクチカノコガイ、ハクセンシオマネキ、ヒメアシハラガニ、クシテガニ、ウモレベンケイガニの 5 種である。</p> <p>魚類はニッポンバラタナゴ、メダカの 2 種である。</p> <p>ほ乳類、両生類・爬虫類は重要な種が確認されていない。</p> <p>出典：「平成 9 年度自然環境調査（福岡市域における昆虫の生息状況調査）報告書」（平成 9 年度 福岡市環境局）  「自然環境調査委託 市域における鳥類の生息状況等調査 報告書」（平成 11 年 3 月 福岡市環境局）  「自然環境調査（河川における水生生物の生息状況調査）報告書」（平成 12 年 3 月 福岡市環境局）  「平成 11 年度 自然環境調査（ため池の貴重種生物の生息状況調査）」（平成 12 年 3 月 福岡市環境局）  「自然環境調査報告書（里地の細流等における貴重種魚類の生息状況調査）」（平成 13 年 3 月 福岡市環境局）  「自然環境調査委託 ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況等調査報告書」（平成 13 年 3 月 福岡市環境局）  「地域生態系等調査（東平尾・金隈地域） 報告書」（平成 13 年 3 月 福岡市環境局）  「地域生態系等調査（東平尾・金隈地域） 報告書」（平成 14 年 3 月 福岡市環境局）  「平成 13 年度 自然環境調査（ため池の生態系調査） 報告書」（平成 14 年 3 月 福岡市環境局）  「平成 14 年度 市域生態系調査業務委託 報告書」（平成 15 年 3 月 福岡市環境局）  「平成 15 年度 市域生態系調査業務委託 報告書」（平成 16 年 3 月 福岡市環境局）  「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）  「平成 18 年度 自然環境調査委託（水生生物）報告書」（平成 19 年 3 月 福岡市環境局）  「平成 19 年度 自然環境調査結果（ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況）委託報告書」（平成 20 年 3 月 福岡市環境局）  「平成 22 年度 自然環境調査（鳥類）」（平成 23 年 3 月 福岡市環境局）  「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2011 -植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」（平成 23 年 11 月 福岡県）  「平成 23 年度 自然環境調査委託（水生生物）報告書」（平成 24 年 3 月 福岡市環境局）  「平成 24 年度 自然環境調査結果（ほ乳類・は虫類・両生類の生息状況）委託報告書」（平成 25 年 3 月 福岡市環境局）  「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック 2014 -爬虫類/両生類/魚類/昆虫類/貝類/甲殻類その他/クモ形類等-」（平成 26 年 8 月 福岡県）  「環境省報道資料 哺乳類のレッドリスト」（平成 24 年 8 月 環境省）  「環境省報道発表資料 鳥類のレッドリスト」（平成 24 年 8 月 環境省）  「環境省報道発表資料 爬虫類・両生類のレッドリスト」（平成 24 年 8 月 環境省）  「環境省報道発表資料 昆虫類のレッドリスト」（平成 24 年 8 月 環境省）  「環境省報道発表資料 汽水・淡水魚類のレッドリスト」（平成 25 年 2 月 環境省）  「環境省報道発表資料 貝類のレッドリスト」（平成 24 年 8 月 環境省）  「環境省報道発表資料 その他無脊椎動物のレッドリスト」（平成 24 年 8 月 環境省）</p>

表 3-1-4 自然的状況 4

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>動植物の生息又は生育、 植生及び生態系の状況</p>	<p>事業実施想定周囲における重要な種は、名島海岸のイソホウキギ1種が確認されている。植生は、市街地の人工的な土地被覆や緑の多い住宅地が広く分布しており、多々良川と宇美川の合流部に自然裸地が見られる程度である。</p> <p>出典：「平成8年度福岡市自然環境調査報告書 市域における貴重植物及び今津塩沼地植物」(平成9年3月 福岡市環境局)  「自然環境調査(河川における水生生物の生息状況調査)報告書」(平成12年3月 福岡市環境局)  「平成11年度自然環境調査(ため池の貴重種生物の生息状況調査)」(平成12年3月 福岡市環境局)  「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生図 福岡・福岡南部」(平成12年度 環境省)  「地域生態系等調査(東平尾・金隈地域)報告書」(平成13年3月 福岡市環境局)  「平成13年度自然環境調査(ため池の生態系調査)報告書」(平成14年3月 福岡市環境局)  「福岡市環境配慮指針(改訂版)」(平成19年2月 福岡市環境局)  「平成18年度自然環境調査結果(水生植物)」(平成19年3月 福岡市環境局)  「平成20年度自然環境調査(植生)報告書」(平成12年度 福岡市環境局)  「福岡県の希少野生生物 福岡県レッドデータブック2011-植物群落・植物・鳥類・哺乳類-」(平成23年11月 福岡県)  「平成23年度自然環境調査結果(水生植物)」(平成24年3月 福岡市環境局)  「環境省報道資料 植物Iのレッドリスト」(平成24年8月 環境省)  「植物群落レッドデータブック」(平成24年8月 (財)日本自然保護協会・(財)世界自然保護基金日本委員会)  「平成25年度自然環境調査(植生)報告書」(平成26年3月 福岡市環境局)</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲は、「市街地」、「二次林」、「河川汽水域」に類型区分され、類型区分毎の代表的な生物種は以下のとおりである。</p> <p>「市街地」は、植栽等の植物並びにアブラコウモリ、イタチ、ノネコ、アマガエル、ヤモリ、カナヘビ、スズメ、カワラバト、ハクセキレイ、ツバメ、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、アオスジアゲハ、ミカドアゲハ、ヤマトシジミ、ウスバキトンボ、クマゼミ、アブラゼミ、オンブバッタ、メダカ、アメリカザリガニ等の動物が抽出される。</p> <p>「二次林」は、タブ群落、シイ-カシ萌芽林等の植物並びにアブラコウモリ、イタチ、ノネコ、ヤマカガシ、スズメ、カワラバト、ハクセキレイ、ツバメ、キジバト、ヒヨドリ、ムクドリ、アオスジアゲハ、ミカドアゲハ、ヤマトシジミ、ウスバキトンボ、クマゼミ、アブラゼミ、オンブバッタ等の動物が抽出される。</p> <p>「河川汽水域」は、ヨシ群落、塩生植物群落等の植物並びにミシシippiaアカミミガメ、コサギ、マガモ、コアジサシ、シロウオ、トビハゼ、ヤマトオサガニ等の動物が抽出される。</p> <p>出典：「第6回・第7回自然環境保全基礎調査 植生図 福岡・福岡南部」(平成12年度 環境省)</p>
<p>景観及び人と自然との触れ合い活動の場の状況</p>	<p>事業実施想定区域を見渡すことができ、かつ、「不特定多数のものが利用している景観資源を眺望する場所」である眺望点は、多々良川緑地、地藏松原公園、汐井公園野球場の3箇所がある。</p> <p>事業実施想定区域及びその周囲に「第3回自然環境保全基礎調査 自然景観資源調査報告書」により自然的構成要素として位置づけられる主な景観資源は確認されていない。</p> <p>また、自然景観、歴史・文化の分野における福岡県の観光地として、国、県、市指定の史跡が点在しており、地藏松原公園に元寇防塁(国指定史跡)が存在する。</p> <p>出典：「福岡県観光情報 クロスロードふくおか」(公社)福岡県観光連盟 <a href="http://www.crossroadfukuoka.jp/">http://www.crossroadfukuoka.jp/</a>  「福岡市歴史文化情報データベース」(福岡市経済観光文化局 <a href="http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/cultural_datas/">http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/cultural_datas/</a>)</p>
<p>一般環境中の放射性物質</p>	<p>事業実施想定区域及びその周囲では、一般環境大気測定局である東局(箱崎中学校校庭)で年4回測定されている過去4年間(平成25~28年度)の放射線量は0.06~0.07<math>\mu</math>Sv/時であり、大きな変動はない。(公衆被曝線量限度は1mSv/年。ICRP(国際放射線防護委員会)1990年勧告より。1mSv=1,000<math>\mu</math>Sv。)</p> <p>出典：「福岡市ホームページ」(<a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/housyasen.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/k-hozen/life/kankyohozen/housyasen.html</a>)</p>

### 3.2 社会的状況

事業実施想定区域及びその周囲における主な社会的状況を把握した結果及び社会的状況の把握に用いた文献・資料を表 3-2-1～3 に示す。

表 3-2-1 社会的状況 1

項目		事業実施想定区域及びその周囲の概況
人口及び産業の状況	人口	福岡市は 1,543,417 人、767,287 世帯、4,495 人/ km <sup>2</sup> であり、事業実施想定区域が位置する東区は 307,544 人、141,771 世帯、4,434 人/ km <sup>2</sup> である。(平成 28 年 3 月 1 日現在) 出典：「ふくおかの統計・月報版 平成 28 年 3 月号」 (福岡市ホームページ、 <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/geppou/GeppouH27/h28-3.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/geppou/GeppouH27/h28-3.html</a> )
	産業	福岡市東区の平成 22 年度の就業者数は 129,345 人であり、サービス業を含む第 3 次産業 (85.4%) の割合が高く、第 2 次産業 (14.9%)、第 1 次産業 (0.6%) の順である。 出典：「平成 22 年国勢調査 都道府県・市区町村別主要統計表」(総務省統計局)
土地利用の状況		福岡市東区の平成 27 年 1 月 1 日の有祖地面積は 17,054.4ha であり、地目別面積は宅地が最も多く約 65%、次いで山林が約 11% である。 事業実施想定区域及びその周囲の用途地域は主に第 1 種住居地域に指定されている。 出典：「福岡市統計書 (平成 27 年 (2015 年) 版)」(福岡市ホームページ <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2015/FukuokaCityAnnualStat_2015_2.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2015/FukuokaCityAnnualStat_2015_2.html</a> ) 「土地利用調整総合支援ネットワークシステム (LUCKY)」(国土交通省ホームページ <a href="http://lucky.tochi.mlit.go.jp/NewLucky/default.aspx">http://lucky.tochi.mlit.go.jp/NewLucky/default.aspx</a> )
水域利用の状況	河川利用の状況	福岡市東区の河川の利用状況は、2 河川 (多々良川、長谷川) と、3 ダム (猪野ダム、長谷ダム、鳴瀬ダム) そして、主に筑後川を水源とする福岡地区水道企業団からの受水がある。 出典：「平成 26 年度版 福岡市水道事業統計年報」(福岡市水道局ホームページ <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/mizu/eigy/machi/002_2.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/mizu/eigy/machi/002_2.html</a> )
	地下水利用の状況	福岡市の平成 26 年度の地下水は上水道、用水供給での利用はない。また、工業用水は 10,578 m <sup>3</sup> /日である。なお、福岡市には地下水の揚水が規制されている地域はない。 出典：「ふくおかデータウェブ 平成 26 年福岡県の工業 (統計表)」(福岡県ホームページ <a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/kogyo26.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/dataweb/kogyo26.html</a> )
交通の状況		事業実施想定区域及びその周囲は、主要な道路として、福岡都市高速道路 1 号香椎線 (香椎 IC～貝塚 JCT : 31,628 台/日、貝塚 JCT～千鳥橋 JCT : 74,343 台/日)、事業実施想定区域の北側を東西に通過する福岡都市高速道路 4 号粕屋線 (37,774 台/日) がある。また、西側に隣接し南北に通過する国道 3 号 (58,400 台/日)、福岡都市高速道路 4 号粕屋線の並行路線の国道 201 号 (30,860 台/日) 及び幹線市道松島貝塚線 (37,186 台/日) がある。また、国道 3 号 (博多バイパス : 35,416 台/日)、主要地方道福岡太宰府線 (11,780 台/日)、県道浜新建堅粕線 (27,584 台/日)、福岡都市高速道路 1 号香椎線の並行路線の香椎箱崎浜線 (20,270 台/日) がある。 鉄道 (事業実施想定区域からの距離及び利用者数) は、JR 箱崎駅が約 300m (未発表)、JR 吉塚駅まで約 1.5km (12,614 人/日)、JR 千早駅まで約 1.8km (10,797 人/日)、貝塚公園東側に西鉄貝塚線 (7,156 人/日) 及び市営地下鉄箱崎線 (6,747 人/日) の貝塚駅、南側に箱崎九大前駅 (3,677 人/日) がある。(西鉄・JR は平成 26 年度データ。地下鉄は平成 27 年度データ) 出典：「平成 22 年度 道路交通センサス (全国道路・街路交通情勢調査) 一般交通量調査」(国土交通省) 「西鉄駅別乗降人員」(西鉄鉄道事業ホームページ) 「福岡市地下鉄事業概要 平成 27 年度」(福岡市交通局) 「交通・営業データ」(JR 九州ホームページ)
学校、病院等の状況		福岡市は、平成 26 年 5 月 1 日現在で幼稚園 129 施設、小学校 147 校、中学校 82 校、高等学校 41 校、大学・短期大学 20 校、特別支援学校 10 校がある。また、平成 25 年度末現在で社会福祉施設は 747 施設、病院 114 施設がある。 事業実施想定区域及びその周囲は、概ね 500m 圏内に市立箱崎中学校、市立東箱崎小学校、市立箱崎小学校、市立松島小学校、市立宮松小学校、市立名島小学校、恵泉幼稚園、笠松幼稚園、箱崎幼稚園、はこぎき保育園、みそら保育園、松島りすの森保育園、ちどり保育園、まつぼっくり保育園、まごころ保育園、松翠保育園、医療法人貝塚病院、福岡山田病院などが存在する。 出典：「平成 27 年度教育便覧」(福岡県ホームページ、 <a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-27.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyouiku-binran-27.html</a> ) 「幼稚園を探そう」(一社福岡県私立幼稚園振興協会ホームページ、 <a href="http://www.fysk.or.jp/search/fukuoka_tiku/fukuoka.html">http://www.fysk.or.jp/search/fukuoka_tiku/fukuoka.html</a> ) 「2015 年版社会福祉手帳」(平成 27 年 3 月 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会) 「福岡県病院名簿」(福岡県ホームページ、 <a href="http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/byouinmeibo.html">http://www.pref.fukuoka.lg.jp/gyosei-shiryo/byouinmeibo.html</a> )
下水道の整備の状況		福岡市東区の下水道普及率は、平成 27 年 4 月現在 99.7% となっている。 出典：「道路下水道局管理部下水道管理課、計画部下水道計画課資料」(福岡市)

表 3-2-2 社会的状況 2

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<p>&lt;環境基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○環境基本法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染：以下の環境基準が定められている。               <ul style="list-style-type: none"> <li>「大気汚染に係る環境基準について」（二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）</li> <li>「二酸化窒素に係る環境基準について」</li> <li>「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」</li> <li>「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・水質汚濁：「水質汚濁に係る環境基準について」が定められている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>事業実施想定区域及びその周囲の河川における類型の指定は、A 類型、B 類型、C 類型、D 類型となっている。</li> </ul> </li> <li>・地下水：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」が定められている。</li> <li>・騒音：以下の環境基準が定められている。           <ul style="list-style-type: none"> <li>「騒音に係る環境基準について」（航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には非適用）</li> <li>事業実施想定区域及びその周囲の地域類型の指定は、A 類型、B 類型、C 類型となっている。</li> <li>「航空機騒音に係る環境基準について」</li> <li>事業実施想定区域及びその周囲の地域類型の指定は、I 類型、II 類型となっている。</li> </ul> </li> <li>・土壌汚染：「土壌汚染に係る環境基準について」が定められている。</li> <li>○ダイオキシン類対策特別措置法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイオキシン類：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」が定められている。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;規制基準&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大気汚染防止法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・硫黄酸化物：K 値規制による排出基準が定められている。</li> <li>・ばいじん：施設の種類ごとに排出基準が定められている。</li> <li>・有害物質（カドミウム及びその化合物、塩素、塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素、鉛及びその化合物、窒素化合物）：施設を指定して、排出基準が定められている。</li> </ul> </li> <li>○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設について特定施設としての届出の義務づけと排出基準が定められている。</li> </ul> </li> <li>○自動車等から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・窒素酸化物対策地域及び浮遊粒子状物質対策地域：福岡市では指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○水質汚濁防止法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定施設を設置し、公共用水域に排水を排出する工場・事業場に対しては排水基準が定められている。</li> </ul> </li> <li>○福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定に基づく排水基準を定める条例           <ul style="list-style-type: none"> <li>・規制対象工場・事業場の追加及び排水基準の強化（上乘せ排水基準）が定められている。</li> </ul> </li> <li>○湖沼水質保全特別措置法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定湖沼及び指定地域：福岡市では指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○騒音規制法           <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工場等の騒音に関する規制基準：事業実施想定区域及びその周囲では第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域、第 4 種区域が指定されている。</li> <li>・特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準：事業実施想定区域及びその周囲では、第 1 号区域、第 2 号区域が指定されている。</li> </ul> </li> </ul>

表 3-2-3 社会的状況 3

項目	事業実施想定区域及びその周囲の概況
<p>環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○振動規制法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定工場等の振動に関する規制基準：事業実施想定区域及びその周囲では、第1種区域、第2種区域が指定されている。</li> <li>・特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準：事業実施想定区域及びその周囲では、第1号区域が指定されている。</li> </ul> </li> <li>○悪臭防止法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・物質濃度規制：福岡市は全域が規制地域として指定されている。</li> </ul> </li> <li>○工業用水法及び建物用地下水の採取の規制に関する法律               <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施想定区域及びその周囲において、地下水採取を規制されている地域はない。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;その他の指定地域等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然公園法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・国立公園等：事業実施想定区域及びその周囲において、指定はされていない。</li> </ul> </li> <li>○自然環境保全法及び福岡県環境保全に関する条例               <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境保全地域：事業実施想定区域及びその周囲において、指定はされていない。</li> </ul> </li> <li>○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律               <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣保護区等：事業実施想定区域及びその周囲において鳥獣保護区に指定されている。</li> </ul> </li> <li>○森林法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林：事業実施想定区域及びその周囲において指定されていない。</li> </ul> </li> <li>○都市計画法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・風致地区等：事業実施想定区域及びその周囲において、名島、松崎、筥崎宮、東公園が指定されている。</li> </ul> </li> <li>○景観法及び福岡市都市景観条例               <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市景観形成地区：事業実施想定区域及びその周囲において、香椎副都心（千早）地区が指定されている。</li> </ul> </li> <li>○文化財保護法、福岡県文化財保護条例及び福岡市文化財保護条例               <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定文化財（史跡・名勝・天然記念物等）：事業実施想定区域及びその周囲では、国指定の元寇防塁、名島の櫓石の2件が指定されている。</li> </ul> </li> <li>○急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律               <ul style="list-style-type: none"> <li>・急傾斜地崩壊危険区域：事業実施想定区域及びその周囲において3地区で指定されている。</li> </ul> </li> <li>○砂防法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・砂防指定地：事業実施想定区域及びその周囲において、指定はされていない。</li> </ul> </li> <li>○地すべり等防止法               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地すべり防止区域：事業実施想定区域及びその周囲において、指定はされていない。</li> </ul> </li> </ul>
<p>廃棄物の処理状況</p>	<p>福岡市の平成26年度のごみ処理の総量は762,648トンであり、平成21年から26年の6年間で約1.3万t減少しており、焼却や埋立も減少している。</p> <p>一般廃棄物は、事業系、公共系ともに減少しているが、家庭系ごみは増加しており、平成20年度以降は家庭系ごみが事業系ごみを量・割合ともに上回っている。</p> <p>産業廃棄物は平成25年度で約133万トンであり、平成24年度と比較し9万トン（約7%）増加した。</p> <p>出典：「ふくおか環境・廃棄物データ集 平成27年度」（福岡市ホームページ <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/keikaku/life/wastetreatmentdata27.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/kankyo/keikaku/life/wastetreatmentdata27.html</a>）</p>
<p>埋蔵文化財の状況</p>	<p>事業実施想定区域及びその周囲に、元寇防塁、箱崎遺跡、名島城跡等が分布する。</p> <p>また、中央図書館南側の地表下において、元寇防塁の一部と考えられる石積み遺構（博多湾の旧海岸線に並行して南北17m以上）が確認された。</p> <p>出典：「福岡市の文化財」（福岡市経済観光文化局ホームページ <a href="http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/">http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/</a>）  「九州大学箱崎キャンパス内で石積み遺構を発見 元寇防塁か?」（平成28年9月16日）</p>
<p>公害苦情件数</p>	<p>福岡市における平成26年度に受け付けられた公害苦情件数は427件あり、騒音が209件と最も多く、次いで悪臭が79件であった。</p> <p>出典：「福岡市統計書（平成27年（2015年）版）」（福岡市ホームページ <a href="http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2015/FukuokaCityAnnualStat_2015_16.html">http://www.city.fukuoka.lg.jp/soki/tokeichosa/shisei/toukei/toukeisyo/2015/FukuokaCityAnnualStat_2015_16.html</a>）</p>
<p>市等の環境保全に関する施策</p>	<p>福岡県及び福岡市等が策定している環境保全に関する計画、ガイドライン等は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福岡県環境総合基本計画</li> <li>・福岡県廃棄物処理計画</li> <li>・福岡市環境基本計画（第三次）</li> <li>・福岡市環境配慮指針（改訂版）</li> <li>・生物多様性ふくおか戦略</li> <li>・九州地方における建設リサイクル推進計画2010</li> </ul>

## 第4章 計画段階配慮事項の選定

### 4.1 環境に及ぼす影響の検討

「福岡市環境影響評価技術指針」（平成11年3月29日、改定平成25年10月1日）（以下、「技術指針」という。）に基づき事業計画の内容（以下、「事業特性」という。）及び地域特性に関する情報を整理し、環境に及ぼす影響を検討し、表4-1-1に示す。

表4-1-1 環境に及ぼす影響の検討

影響要因	環境影響の検討結果
工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施想定区域は住居系の土地利用に接していることから、解体工事、土壌汚染対策法に基づく対策工事、造成工事に伴う建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行に係る大気質（粉じん等）、騒音、振動、地下水、地盤への影響が考えられる。</li> <li>・事業実施想定区域から発生する降雨時の雨水排水に伴う、水質（水の濁り）への影響が考えられる。</li> <li>・事業実施想定区域から発生する土砂、建設廃材、伐採木等の建設副産物の発生が考えられるが、分別を徹底し、再資源化施設への搬入を予定しており、廃棄物等の量を低減することから、重大な環境影響はないと考えられる。</li> </ul>
存在及び供用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施想定区域及びその周囲には、重要な地形・地質は確認されていないことから、土地（造成地）の存在に伴う地形・地質に係る重大な環境影響はないと考えられる。</li> <li>・土地（造成地）の存在に伴う動物、植物、生態系への影響が考えられる。</li> <li>・土地（造成地）の存在に伴う景観、人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、事業実施想定区域及び周囲が平坦であり、これらの環境要素に係る重大な環境影響はないと考えられる。</li> <li>・施設等の稼働に伴う大気質、騒音・超低周波音、振動、悪臭、温室効果ガス等を発生させる施設の設置は想定されていない。また、地下水の揚水は計画されていないことから、これらの環境要素に係る重大な環境影響はないと考えられる。</li> <li>・施設関連車両の走行に伴う大気質、騒音、振動への影響が考えられる。</li> </ul>

#### 4.2 計画段階配慮事項の選定

計画段階配慮事項について、技術指針に基づき、事業特性及び地域特性を踏まえて検討した結果、選定した項目は表 4-2-1~2 に示すとおり、工事の実施について「大気質」、「騒音」、「振動」、「地下水」、「地盤」、存在及び供用について「大気質」、「騒音」、「振動」、「動物」、「植物」、「生態系」を選定した。

なお、鳥類や底生動物の重要な生息地である汽水域の環境は改變しないことから、「動物」のうち水鳥や底生動物は、調査、予測及び評価の対象から除外した。

また、現時点で造成や雨水排水等の工事計画が確定していないことから、「工事の実施」に係る「動物」は、調査、予測及び評価の対象から除外した。

表 4-2-1 計画段階配慮事項に係る選定項目（工事の実施）

項目 環境要素	計画段階配慮事項の選定理由		選定項目
	事業特性	地域特性	
大気質	建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行に伴う大気質への影響が考えられる。	周辺に住居系土地利用等が存在する。	○
騒音	建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行に伴う騒音の影響が考えられる。	周辺に住居系土地利用等が存在する。	○
超低周波音	超低周波音を発生させる工事は想定されない。	周辺に低周波音を発生する施設等は存在しない。	—
振動	建設機械の稼働、資材等運搬車両の走行に伴う振動の影響が考えられる。	周辺に住居系土地利用等が存在する。	○
悪臭	悪臭を発生させる工事は想定されない。	周辺に悪臭を発生する施設等は存在しない。	—
水質(水の濁り)	造成地の雨水排水による水の濁りによる影響が考えられる。	周辺に取水施設等は存在しない。	—
底質	底質を悪化させる工事は想定されない。	周辺に底質の悪化に繋がる施設等は存在しない。	—
地下水	土壌汚染対策等の工法によっては、水位等へ影響を及ぼす可能性がある。	周辺に井水が存在する。 また、必要に応じ、土壌汚染対策法に基づき適切に対応する。	○
地形・地質	一時的に造成工事を行う。	重要な地形・地質は存在しない。	—
地盤	土壌汚染対策等の工法によっては、水位等へ影響を及ぼす可能性がある。	周辺に井水が存在する。	○
土壌	一時的に造成工事を行う。	土壌汚染対策法に基づき適切に対応する。	—
動物	一時的に造成工事を行う。	重要な種として鳥類のコムクドリ、ホシムクドリ、昆虫類のミカドアゲハが分布する。	—
植物	一時的に造成工事を行う。	重要な種の生育は確認されていない。	—
生態系	一時的に造成工事を行う。	重要な生息・生育環境は確認されていない。	—
景観	主要な眺望点、景観資源の改變は想定されない。	主要な眺望点、景観資源が存在する。	—
人と自然との触れ合いの活動の場	人が集まる場所、ウォーキングコースの改變は想定されない。	人が集まる場所、ウォーキングコースが存在する。	—
廃棄物等	廃棄物等は減量化を図り適切に処理する。	周辺に廃棄物等を発生する施設は存在しない。	—
温室効果ガス等	温室効果ガス等を発生する工事は想定されない。	周辺に温室効果ガス等を発生する施設は存在しない。	—

注) 選定項目：○は選定項目、—は非選定項目



表 4-2-2 計画段階配慮事項に係る選定項目（存在及び供用）

項目 環境要素	計画段階配慮事項の選定理由		選定項目
	事業特性	地域特性	
大気質	供用に伴い発生する関連車両の走行に係る大気質への影響が考えられる。	周辺に住居系土地利用等が存在する。	○
騒音	供用に伴い発生する関連車両の走行に係る騒音の影響が考えられる。	周辺に住居系土地利用等が存在する。	○
超低周波音	低周波音を発生する施設の設置は想定されない。	周辺に低周波音を発生する施設等は存在しない。	—
振動	供用に伴い発生する関連車両の走行に係る振動の影響が考えられる。	周辺に住居系土地利用等が存在する。	○
悪臭	悪臭を発生する施設の設置は想定されない。	周辺に悪臭を発生する施設等は存在しない。	—
水質(水の濁り)	水質汚濁を発生する施設の設置は想定されない。	周辺に取水施設等は存在しない。	—
底質	底質を悪化させる施設の設置は想定されない。	周辺に底質の悪化に繋がる施設等は存在しない。	—
地下水	地下水の水位・水質を悪化させる施設の設置は想定されない。	周辺に井水が存在する。	—
地形・地質	地形・地質を改変する施設の設置は想定されない。	重要な地形・地質は存在しない。	—
地盤	地下水位の変動が生じる施設の設置は想定されない。	周辺に井水が存在する。	—
土壌	土壌汚染を発生する施設の設置は想定されない。	周辺に土壌汚染を発生する施設はない。	—
動物	土地(造成地)が存在する。	重要な種として鳥類のコムクドリ、ホシムクドリ、昆虫類のミカドアゲハが分布する。	○
植物	土地(造成地)が存在する。	重要な種の生育は確認されていない。	○
生態系	土地(造成地)が存在する。	重要な生息・生育環境は確認されていない。	○
景観	景観を悪化させる施設の設置は想定されない。	主要な眺望点、景観資源が存在する。	—
人と自然との触れ合いの活動の場	人が集まる場所等への影響が生じる施設の設置は想定されない。	人が集まる場所、ウォーキングコースが存在する。	—
廃棄物等	廃棄物等を発生する施設の設置は想定されない。	周辺に廃棄物等を発生する施設は存在しない。	—
温室効果ガス等	温室効果ガス等を発生する施設の設置は想定されない。	周辺に温室効果ガス等を発生する施設は存在しない。	—

注) 選定項目：○は選定項目、—は非選定項目

非選定項目については、今後、「福岡市環境影響評価技術指針」（平成 11 年 3 月 29 日）の「表 6 参考項目 表 6-10 各種造成事業」に示される参考項目を参考としつつ、事業特性、地域特性及び計画段階配慮書の結果を踏まえ、方法書段階で環境影響評価項目を選定し、準備書・評価書段階で、当該項目に係る調査・予測・評価などの環境影響評価を実施していく。

#### 4.3 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法は、概ねの事業実施想定区域の位置等を決定する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とする。調査は既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質、騒音、振動は住居系土地利用等の状況、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とする。予測は、環境の状況の変化を把握する方法とする。評価は、環境影響の程度を整理、比較する方法とする。

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法を表4-3-1、調査及び予測の位置等を図4-3-1～2に示す。

表4-3-1 計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法

影響要因	環境要素	検討対象	調査方法	予測方法	評価方法
工事の実施	大気質	住居系土地利用等 <sup>※1</sup>	既存資料を用いて把握する	保全上留意すべき施設との位置関係を把握し予測する方法	環境影響の回避又は低減の状況を整理
	騒音				
	振動				
	地下水 地盤	現段階では、施工方法等の予測条件の設定が困難であるため、方法書以降の環境影響評価の手続きの中で、事業の熟度に応じ、これらの環境要素の調査、予測及び評価の実施を検討する。			
存在及び供用	大気質	現段階では、将来交通量等の予測条件の設定が困難であるため、方法書以降の環境影響評価の手続きの中で、事業の熟度に応じ、これらの環境要素の調査、予測及び評価の実施を検討する。			
	騒音				
	振動				
	動物	重要な種の生息地 <sup>※2</sup>	既存資料を用いて把握する	公園・緑地等 <sup>※3</sup> との位置関係を把握し予測する方法	環境影響の回避又は低減の状況を整理
	植物 生態系	既存資料調査により、重要な植物種や生態系の重要な生育・生息環境の情報は確認されていないが、土地（造成地）が存在することから、方法書以降の環境影響評価の手続きの中で、これらの環境要素の調査、予測及び評価の実施を検討する。			

注) 住居系土地利用等の状況や重要な種の生息地等は図4-4-1～2に示す。

住居系土地利用：騒音規制法に基づく第1種区域、第2種区域とする。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

（第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域）

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

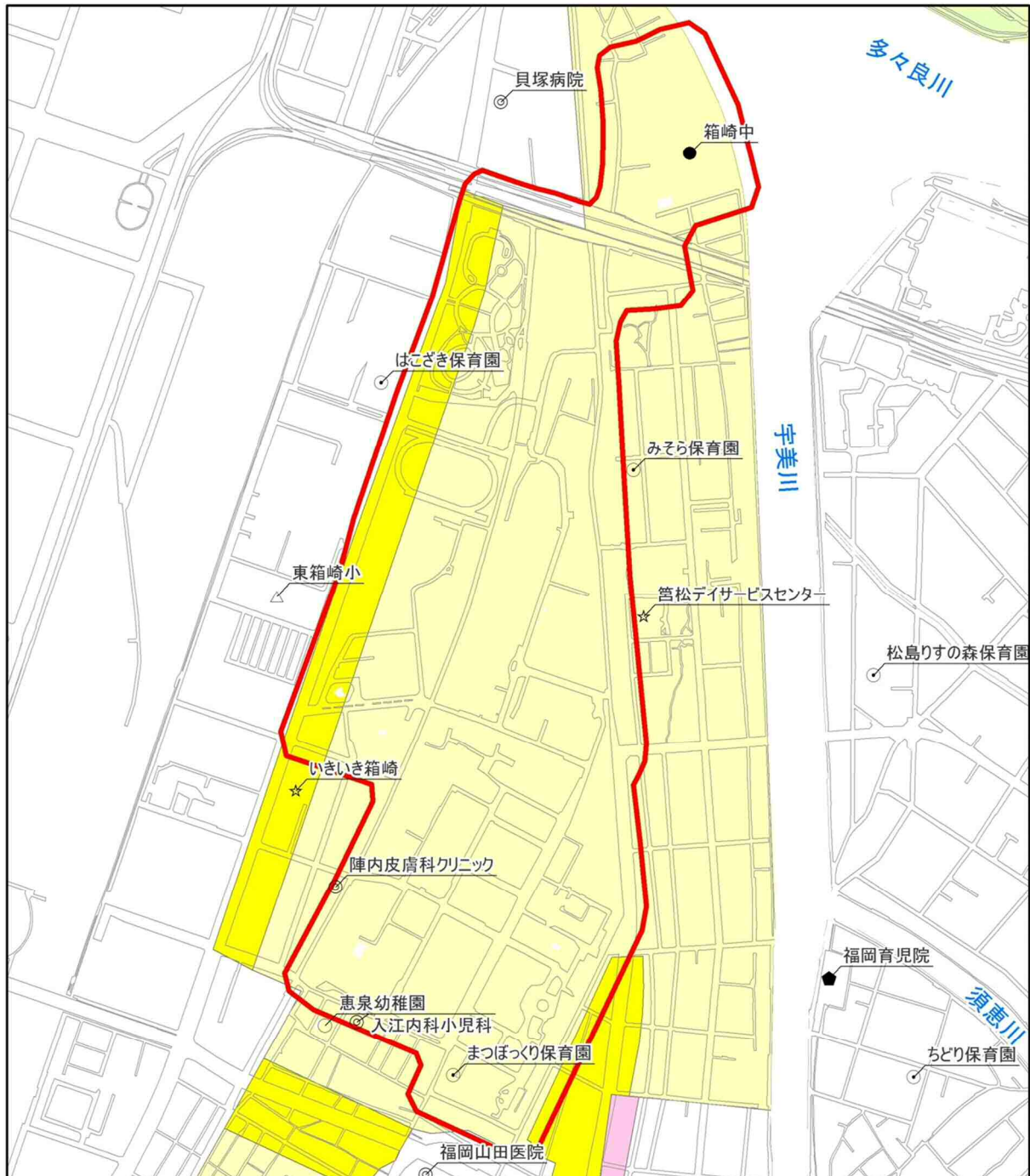
（主として第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率200%）、市街化調整区域）

保全上留意すべき施設：学校、病院等とする。

※1) 住居系土地利用等の既存資料：「福岡都市計画総括図」（平成27年4月）、「平成27年度教育便覧」（平成27年）、「幼稚園を探そう」（平成27年）、「社会福祉手帳」（平成27年）、「福岡県病院名簿」（平成27年）、「福岡市都市計画基礎調査」（平成24年）

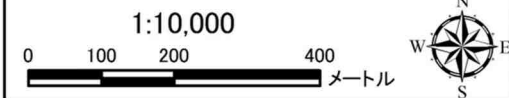
※2) 重要な種の生息地等の既存資料：「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成19年）

※3) 公園・緑地等の既存資料：「福岡都市計画総括図」（平成27年4月）



凡例

- |   |          |   |              |
|---|----------|---|--------------|
| <span style="border: 2px solid red; padding: 2px;"> </span> | 事業実施想定区域 | <span style="background-color: #d9ead3; border: 1px solid #ccc; padding: 2px;"> </span> | 第一種中高層住居専用地域 |
| ⊙   | 保育園      | <span style="background-color: #fff2cc; border: 1px solid #ccc; padding: 2px;"> </span> | 第一種住居地域      |
| ○   | 幼稚園      | <span style="background-color: #ffff00; border: 1px solid #ccc; padding: 2px;"> </span> | 第二種住居地域      |
| △   | 小学校      | <span style="background-color: #f4cccc; border: 1px solid #ccc; padding: 2px;"> </span> | 近隣商業地域       |
| ●   | 中学校      |   |              |
| ⊙   | 病院       |   |              |
| ☆   | 社会福祉施設   |   |              |
| ◆   | 児童福祉施設   |   |              |



出典：福岡都市計画総括図（平成 27 年 4 月 福岡市）

図 4-3-1 住居系土地利用等の状況

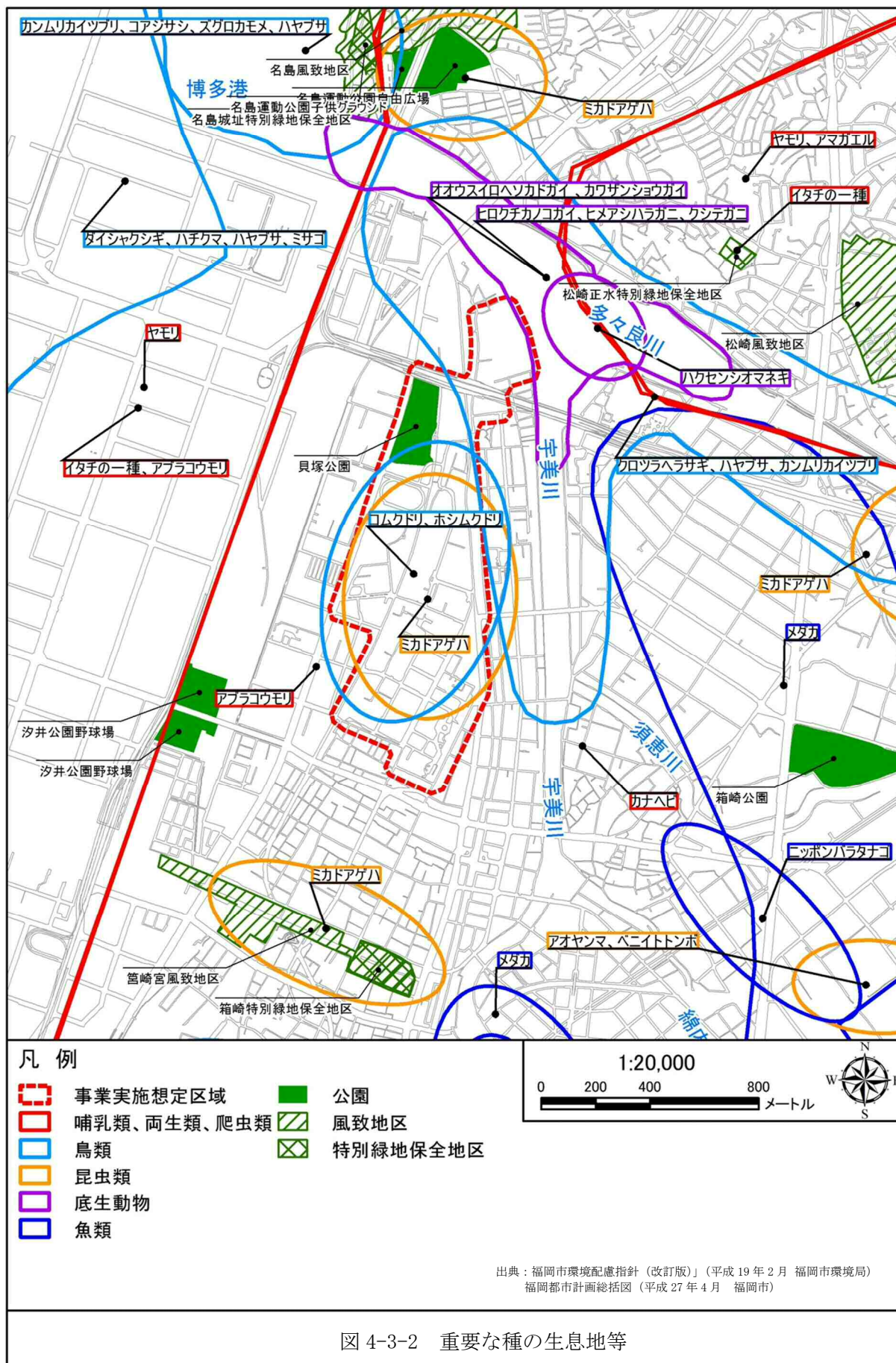


図 4-3-2 重要な種の生息地等

## 第5章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果

### 5.1 大気質

#### 5.1.1 調査

##### (1) 大気質（粉じん等）の状況

粉じん等（降下ばいじん）の既存資料調査結果を表5-1-1に示す。

既存文献によると、事業実施想定区域及びその周囲に位置する吉塚小では、粉じん等が過去5年間（平成22～26年度）で参考値を超えていた年はない。

表5-1-1 粉じん等の測定結果（平成22～26年度）

測定局	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	参考値
吉塚小	年平均値 (ton/km <sup>3</sup> /月)	2.8	2.5	2.8	2.8	2.5	10ton/km <sup>3</sup> /月以下であること。

注) 降下ばいじんは環境基準が無いため、「スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考として設定された降下ばいじんの参考値」(寄与分としての10ton/km<sup>3</sup>/月)を参考値として設定する。

出典: 福岡市大気測定結果報告書(平成22～26年度版)(福岡市)

##### (2) 住居系土地利用等の状況

住居系土地利用等において保全上留意すべき施設（以下「保全対象施設」という。）の状況を表5-1-2に示す。

表5-1-2 保全上留意すべき施設の状況

保全上留意すべき施設	種類等	事業実施想定区域からの距離
貝塚病院	総合病院、199床	約180m
陣内皮膚科クリニック	病院	約20m
入江内科小児科	病院、11床	約30m
福岡山田医院	総合病院、50床	約150m
菅松デイサービスセンター	社会福祉施設	約80m
いきいき箱崎	社会福祉施設	約100m
はこぎき保育園	保育園	約80m
みそら保育園	保育園	約90m
まつぼっくり保育園	保育園	区域内
恵泉幼稚園	幼稚園	約60m
東箱崎小学校	小学校	約140m
箱崎中学校	中学校	区域内

注) 施設等の位置は、「図4-3-1 住居系土地利用等の状況」を参照。

### 5.1.2 予測

事業実施想定区域及びその周囲に立地する保全対象施設に対する、建設機械の稼働及び資材等運搬車両の走行に伴う粉じん等の影響の予測結果を表 5-1-3 に示す。

表 5-1-3 大気質（粉じん等）の予測結果

予測項目	予測結果	環境保全措置の実施	環境保全措置の内容
現状において粉じんが問題となっている地域との関連性	粉じんが問題となっている地域ではない	粉じんが問題となっている地域ではない	—
事業実施想定区域から100m以内における保全対象施設数	病院等：4件 学校等：5件	発生源への直接散水を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生源への直接散水(約1/10)</li> <li>・建設機械を保全対象から離す</li> <li>・複合同時稼働を避ける</li> <li>・強風時の作業を控える</li> </ul>
事業実施想定区域から最寄りの保全対象施設までの距離	病院等：約20m 学校等：約60m		
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから100m以内における保全対象施設数	病院等：3件 学校等：2件	走行速度の抑制を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工用道路への散水</li> <li>・工用車両のタイヤ洗浄</li> <li>・走行速度の抑制(30km/h→15km/hの場合、約1/10)</li> <li>・工用道路を保全対象から離す</li> <li>・強風時の作業を控える</li> </ul>
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから最寄りの保全対象施設までの距離	病院等：約15m 学校等：約40m		

注) 面整備事業環境影響評価技術マニュアル[Ⅱ](平成11年11月、国土交通省)に基づき、事業実施想定区域から100mの範囲を、粉じんの影響が想定される範囲と仮定した。

### 5.1.3 評価

事業実施想定区域の周囲は住居系土地利用等が存在しており、工事の実施における大気質（粉じん等）の影響予測を行った結果、表 5-1-4 に示すとおり、環境保全措置の実施により低減効果が見られた。

したがって、保全対象施設に対して工事の実施に伴う大気質に係る重大な環境影響はないと考えられる。

表 5-1-4 大気質（粉じん等）の評価結果

評価指標	予測結果	評価結果
現状において粉じんが問題となっている地域との関連性	粉じんが問題となっている地域ではない	○
事業実施想定区域から100m以内における保全対象施設への影響	発生源への直接散水を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから100m以内における保全対象施設への影響	走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○

注) ○: 工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性はほとんどない。

△: 工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性が考えられる。

## 5.2 騒音

### 5.2.1 調査

#### (1) 騒音（自動車騒音）の状況

騒音（自動車騒音）の既存資料調査結果を表 5-2-1 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲では、過去 2 年間（平成 25～26 年度）で国道 3 号及び国道 3 号バイパスで昼間・夜間ともに環境基準を超えていた。

表 5-2-1 自動車騒音（平成 25～26 年度）

平成25年度 単位: dB

No.	測定地点概要				測定結果		環境基準		環境基準との比較		要請限度		要請限度との比較	
	5カ年 通し 番号	路線名	評価区 間 番号	測定地点住所	定点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目18-3	●	73	68	70	65	×	×	75	70	○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	●	72	70	70	65	×	×	75	70	○	○
139	一般国道201号	10250-1	福岡市東区多の津3丁目9		73	69	70	65	×	×	75	70	○	○
168	香椎箱崎浜線	80010-10	福岡市東区箱崎4丁目10		60	54	70	65	○	○	75	70	○	○
169	松島貝塚線	80020-2	福岡市東区筥松		55	49	70	65	○	○	75	70	○	○

参考: 平成25年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果(平成27年3月、福岡市環境局)

平成26年度 単位: dB

No.	測定地点概要				測定結果		環境基準		環境基準との比較		要請限度		要請限度との比較	
	5カ年 通し 番号	路線名	評価区 間 番号	測定地点住所	定点	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目	●	73	69	70	65	×	×	75	70	○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	●	71	69	70	65	×	×	75	70	○	○

参考: 平成26年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果(平成28年1月、福岡市環境局)

#### (2) 住居系土地利用等の状況

住居系土地利用等の保全対象施設の状況は大気質（粉じん等）と同様である。

### 5.2.2 予測

事業実施想定区域及びその周囲に立地する保全対象施設に対する、建設機械の稼働及び資材等運搬車両の走行に伴う騒音の影響の予測結果を表 5-2-2 に示す。

表 5-2-2 騒音の予測結果

予測項目	予測結果	環境保全措置の実施	環境保全措置の内容
現状において騒音が環境基準を超過している地域との関連性	国道3号は環境基準を超過している	国道3号は環境基準を超過している	—
事業実施想定区域から50m以内における保全対象施設数	病院等:2件 学校等:2件	防音パネルや仮囲いの設置を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低騒音型建設機械及び超低騒音型建設機械の採用</li> <li>・防音パネルや仮囲いの設置(約20dB低減)</li> <li>・建設機械を保全対象から離す</li> <li>・複合同時稼働を避ける</li> </ul>
事業実施想定区域から最寄りの保全対象施設までの距離	病院等:約20m 学校等:約60m		
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから50m以内における保全対象施設数	病院等:3件 学校等:1件	走行速度の抑制を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行速度の抑制(30km/h→15km/hの場合、約6dB低減)</li> <li>・工事用道路を保全対象から離す</li> <li>・工事の分散</li> </ul>
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから最寄りの保全対象施設までの距離	病院等:約15m 学校等:約40m		

注)福岡都市計画道路 1・4・8号自動車専用道路アイランドンティ線環境影響評価書(平成25年6月、福岡県)に基づき、事業実施想定区域から50mの範囲を、騒音の影響が想定される範囲と仮定した。

### 5.2.3 評価

事業実施想定区域の周囲は住居系土地利用等が存在しており、工事の実施における騒音の影響予測を行った結果、表 5-2-3 に示すとおり、環境保全措置の実施により低減効果が見られた。

したがって、保全対象施設に対して工事の実施に伴う騒音に係る重大な環境影響はないと考えられる。

表 5-2-3 騒音の評価結果

評価指標	予測結果	評価結果
現状において騒音が環境基準を超過している地域との関連性	現況騒音レベルが環境基準を超過する区間に近接している	△
事業実施想定区域から50m以内における保全対象施設への影響	防音パネルや仮囲いの設置を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから50m以内における保全対象施設への影響	走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○

注)○:工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性はほとんどない。

△:工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性が考えられる。



## 5.3 振 動

### 5.3.1 調査

#### (1) 振動（道路交通振動）の状況

振動（道路交通振動）の既存資料調査結果を表 5-3-1 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲では、過去 2 年間（平成 25～26 年度）で国道 3 号及び国道 3 号バイパスで昼間・夜間ともに要請限度を達成していた。

表 5-3-1 道路交通振動（平成 25～26 年度）

平成25年度

測定地点概要						要請限度 (デシベル)		測定結果 レベル(L <sub>10</sub> ) (デシベル)		要請限度 との比較	
測定 地点 番号	路 線 名	評価区間 番号	測定地点住所	車線 数	区域 区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目18-3	6	2	70	65	46	42	○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	6	2	70	65	43	42	○	○

出典：平成25年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果(平成27年3月、福岡市環境局)

平成26年度

測定地点概要						要請限度 (デシベル)		測定結果 レベル(L <sub>10</sub> ) (デシベル)		要請限度 との比較	
測定 地点 番号	路 線 名	評価区間 番号	測定地点住所	車線 数	区域 区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
2	一般国道3号(現道)	10090-1	福岡市博多区千代3丁目	6	2	70	65	40	34	○	○
3	一般国道3号(バイパス)	10210-1	福岡市東区原田4丁目33	6	2	70	65	43	41	○	○

出典：平成26年度 福岡市自動車騒音・道路交通振動測定結果(平成28年1月、福岡市環境局)

#### (2) 住居系土地利用等の状況

住居系土地利用等の保全対象施設の状況は大気質（粉じん等）と同様である。

### 5.3.2 予測

事業実施想定区域及びその周囲に立地する保全対象施設に対する、建設機械の稼働及び資材等運搬車両の走行に伴う振動の影響の予測結果を表 5-3-2 に示す。

表 5-3-2 振動の予測結果

予測項目	予測結果	環境保全措置の実施	環境保全措置の内容
現状において振動の要請限度を超過している地域との関連性	国道3号は要請限度を達成している	国道3号は要請限度を達成している	—
事業実施想定区域から100m以内における保全対象施設数	病院等:4件 学校等:5件	低振動工法を採用する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低振動型建設機械の採用</li> <li>・低振動工法の採用(空溝1mの場合、約5dB低減)</li> <li>・建設機械を保全対象から離す</li> <li>・複合同時稼働を避ける</li> </ul>
事業実施想定区域から最寄りの保全対象施設までの距離	病院等:約20m 学校等:約60m		
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから100m以内における保全対象施設数	病院等:3件 学校等:2件	走行速度の抑制を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・走行速度の抑制(30km/h→15km/hの場合、約3dB低減)</li> <li>・工事用道路を保全対象から離す</li> <li>・工事の分散</li> </ul>
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから最寄りの保全対象施設までの距離	病院等:約15m 学校等:約40m		

注) 道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)(平成25年3月 国土技術総合研究所・独立行政法人土木研究所)に基づき、事業実施想定区域から100mの範囲を、振動の影響が想定される範囲と仮定した。

### 5.3.3 評価

事業実施想定区域の周囲は住居系土地利用等が存在しており、工事の実施における振動の影響予測を行った結果、表 5-3-3 に示すとおり、環境保全措置の実施により低減効果が見られた。

したがって、保全対象施設に対して工事の実施に伴う振動に係る重大な環境影響はないと考えられる。

表 5-3-3 振動の評価結果

評価指標	予測結果	評価結果
現状において振動が要請限度を超過している地域との関連性	現況振動レベルが要請限度を超過する区間に近接していない	○
事業実施想定区域から100m以内における保全対象施設数	低振動工法を採用することにより、保全対象施設への影響を低減する	○
資材等運搬車両の走行が考えられるルートから100m以内における保全対象施設数	走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減する	○

注) ○: 工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性はほとんどない。

△: 工事の実施に伴う重大な環境影響が及ぶ可能性が考えられる。

## 5.4 動物

### 5.4.1 調査

#### (1) 動物の状況

動物の既存資料調査結果を表 5-4-1 に示す。

事業実施想定区域及びその周囲では、「福岡市環境配慮指針（改訂版）」（平成 19 年 2 月 福岡市環境局）によると、図 4-3-2 に示すとおりである。

表 5-4-1 重要な種の状況

種名	一般的な生態	希少性
コムクドリ	サハリン南部、南千島で繁殖し、フィリピン、ボルネオ北部で越冬する。日本では本州中部以北に夏鳥として渡来して繁殖する。枝から枝に移動しながらクモや昆虫を捕らえ、ヤマザクラなどの実も食べる。	福岡市環境配慮指針（改訂版）の掲載種
ホシムクドリ	ユーラシア大陸西部から中部で繁殖し、北アフリカ、中東、インド東北部、中国西部で越冬する。北米中部、南部、南アフリカ、オーストラリア南部、ニュージーランドには移入されて分布。日本には少ない冬鳥として西南日本に渡来する。島根県飯梨川、鹿児島県出水には毎年少数が越冬する。	福岡市環境配慮指針（改訂版）の掲載種
ミカドアゲハ	アオスジアゲハにやや似たアゲハチョウである。本州の一部、四国、九州、南西諸島に分布するが、食樹のオガタマノキ、タイワンオガタマがやや発達した森林に生育することから分布は局所的となる。食樹はこの他、植栽木に利用されるタイサンボクなど。吸蜜植物はトベラ、イボタノキ、ネズミモチ、ミカン類、クスノキなどである。福岡県内では各地で記録される。	福岡市環境配慮指針（改訂版）の掲載種

#### (2) 重要な種の出現状況

重要な種の出現状況を表 5-4-2 に示す。

表 5-4-2 重要な種の出現状況

種別	名称	事業実施想定区域からの距離	コムクドリ	ホシムクドリ	ミカドアゲハ
公園	名島運動公園自由広場	800m	—	—	○
	名島運動公園子供グラウンド	800m	—	—	○
	貝塚公園	地区内	○	○	—
	汐井公園野球場	400m	—	—	—
	箱崎公園	1,100m	—	—	—
風致地区	箱崎宮風致地区	600m	—	—	○
	松崎風致地区	1,100m	—	—	—
特別緑地保全地区	箱崎特別保全緑地地区	600m	—	—	○
	松崎正水特別保全緑地地区	800m	—	—	—

出典：福岡都市計画総括図（平成27年4月 福岡市）  
福岡市環境配慮指針（改訂版）（平成19年2月 福岡市環境局）

## 5.4.2 予測

事業実施想定区域及びその周囲に分布する重要な種の生息環境に対する影響の予測結果を表 5-4-3 に示す。

表 5-4-3 動物の予測結果

重要な種	予測項目	予測結果	環境保全措置の実施	環境保全措置の内容
コムクドリ	事業実施想定区域の生息環境	重要な種の生息環境へ影響を及ぼす可能性がある	新たな公園・緑地等を整備する	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな公園・緑地等を整備する</li> <li>既存樹木の保全を検討する</li> </ul>
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	最も近い公園・緑地等との距離が400m程度離れている	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の樹木との連携を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存樹木の移植を検討する</li> <li>周辺の住宅地の樹木との連携を図る</li> </ul>
ホシムクドリ	事業実施想定区域の生息環境	重要な種の生息環境へ影響を及ぼす可能性がある	新たな公園・緑地等を整備する	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな公園・緑地等を整備する</li> <li>既存樹木の保全を検討する</li> </ul>
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	最も近い公園・緑地等との距離が400m程度離れている	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の樹木との連携を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存樹木の移植を検討する</li> <li>周辺の住宅地の樹木との連携を図る</li> </ul>
ミカドアゲハ	事業実施想定区域の生息環境	重要な種の生息環境へ影響を及ぼす可能性がある	新たな公園・緑地等を整備する	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな公園・緑地等を整備する</li> <li>既存樹木の保全を検討する</li> </ul>
	事業実施想定区域周辺の生息環境	重要な種の生息環境の改変はない	重要な種の生息環境の改変はない	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全措置は検討しない</li> </ul>
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	最も近い公園・緑地等との距離が400m程度離れている	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の住宅地等の植栽木との連携を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>植栽種としてタイサンボク、オガタマノキ等の食樹の移植を検討する</li> <li>周辺の住宅地の植栽木との連携を図る</li> </ul>

注)ミカドアゲハについて、事業実施想定区域から100mの範囲を、重要な種の移動が想定される範囲と仮定した。鳥類は渡り鳥で、コムクドリは夏鳥、ホシムクドリは冬鳥である。

### 5.4.3 評価

事業実施想定区域の周囲にはまとまって存在する自然環境が分布しており、存在及び供用における動物の影響予測を行った結果、表 5-4-4 に示すとおり、環境保全措置の実施により回避及び低減効果が見られた。

したがって、存在及び供用に伴う動物に係る重大な環境影響はないと考えられる。

表 5-4-4 動物の評価結果

重要な種	評価指標	予測結果	評価結果
コムクドリ	事業実施想定区域の生息環境	新たな公園・緑地等を整備することや既存樹木の保全を検討することで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の樹木との連携を図ることで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
ホシムクドリ	事業実施想定区域の生息環境	新たな公園・緑地等を整備することや既存樹木の保全を検討することで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の樹木との連携を図ることで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
ミカドアゲハ	事業実施想定区域の生息環境	新たな公園・緑地等を整備することや既存樹木の保全を検討することで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○
	事業実施想定区域周辺の生息環境	重要な種の生息環境の改変はないことから、重要な種の生息環境への影響は回避される	○
	事業実施想定区域及びその周辺の緑のネットワークとの連携	新たな公園・緑地等を整備するとともに、周辺の住宅地等の植栽木との連携を図ることで、重要な種の生息環境への影響は低減する	○

注) ○: 影響はほとんど想定されない。

△: 一定の影響が想定される。

×: 重大な影響が想定される。

## 第6章 計画段階配慮の総合評価

計画段階配慮事項ごとの評価結果は、表6-1に示すとおりである。

環境影響に係る検討の結果、大気質、騒音、振動、動物について、重大な環境影響はないと評価する。

表6-1 環境要素別評価結果及びその理由

環境要素の区分	影響要因の区分	評価
大気質	工事の実施	発生源への直接散水や走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減することから、工事の実施に伴う大気質(粉じん等)に係る重大な環境影響はないと考えられる。
騒音	工事の実施	防音パネルや仮囲いの設置、走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減することから、工事の実施に伴う騒音に係る重大な環境影響はないと考えられる。
振動	工事の実施	低振動工法の採用、走行速度の抑制を行うことにより、保全対象施設への影響を低減することから、工事の実施に伴う振動に係る重大な環境影響はないと考えられる。
動物	存在及び供用	新たな公園・緑地等の整備や周辺の樹木との連携を図ることで、重要な種の生息環境への影響は低減することから、土地の存在に伴う動物に係る重大な環境影響はないと考えられる。

## 第7章 専門家等による技術的助言

計画段階配慮事項の選定並びに調査、予測及び評価の実施にあたり、専門家その他の環境影響に関する知見を有するものの助言を受けた。

専門家等の専門分野及び技術的助言の内容は、表 7-1 に示すとおりである。

表 7-1 技術的助言の内容

環境要素の区分	専門分野	技術的助言の内容
土壌汚染、地下水	環境修復学	土壌汚染対策法に基づく調査結果について、地域の概況で整理している件について異論はない。
動物(哺乳類)	基礎生物学	周辺の風致地区や公園等と結びつく地域のエコロジカルネットワークを創るべきである。
動物(鳥類)	鳥類	方法書以降の手続きを進めるにあたり、水鳥等の繁殖場所や時期を把握する必要がある。
動物(魚類)	魚類学	跡地利用について、多々良川河口干潟に隣接する区域に重要な種を集めたビオトープを創るなど配慮すべきである。
植物	園芸学	樹木の保存について、地元の意向を聞きながら将来のまちづくり等で活用していくべき。また、生態系の保全ゾーンを創るべきである。

## 第8章 その他規則で定める事項

対象事業を実施するにあたり、必要となる許認可等又は届出の内容について、表 8-1 に示す。

表 8-1 許認可等又は届出の内容

事業の種類	許認可権者	摘要
①その他の土地の造成	福岡市長	都市計画法第 29 条第 1 項
②土地区画整理事業	国土交通大臣	土地区画整理法第 52 条第 1 項